

## 貸金庫規定

### 1. 【格納品の範囲】

- (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。
  - ① 公社債券、株券その他の有価証券
  - ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
  - ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
  - ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。
- (3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。
  - ① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの
  - ② 危険物や変質、腐敗、発熱、発火のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの

### 2. 【利用目的の確認】

- (1) 貸金庫の契約の締結または利用等に当たっては、借り主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から格納品が第 1 条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。
- (2) 当行は、貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外へのカメラ設置・記録や利用時の行員立ち会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。

### 3. 【契約期間等】

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する 3 月末日または 9 月末日までとし、契約期間満了日までに借り主または当行から解約の申し出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から 1 年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

### 4. 【使用料】

- (1) 貸金庫の使用料（消費税を含みます。以下同様とします。）は、当行所定の料率により 6 ヶ月分を前払いするものとし、毎年 4 月および 10 月の当行所定の日に、借り主名義の預金口座から、通帳、同払戻請求書または小切手によらず払い戻しの上、使用料に充当します。振替日において指定預金口座の残高が使用料の金額に満たないときはただちに入金してください。当行は振替日以外であってもこの口座振替の方法で自動引

き落としすることができるものとします。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月の翌月から月割計算により支払ってください。

- (2) 契約期間中に解約があった場合、前項のすでに支払い済みの使用料は解約日の属する月の翌月から月割計算により返戻します。

#### 5. 【鍵等の保管】

- (1) 貸金庫に付属する鍵正副 2 個のうち、正鍵は借り主が保管し、副鍵は当行立ち会いの上、借り主が届出の印章（または署名）により封印し、当行または当行が指定する第三者が保管します。なお、正鍵の複製はできません。
- (2) 半自動型貸金庫（自動解除式）、半自動型貸金庫（カード解除式）、全自動型貸金庫の場合は、借り主および借り主があらかじめ届け出た代理人（以下「代理人」という）に貸金庫ご利用カード（以下「ご利用カード」という）を発行いたしますので、借り主および代理人が保管してください。

#### 6. 【貸金庫の開閉】

- (1) 貸金庫の開閉は、借り主または借り主があらかじめ届け出た代理人が行ってください。
- (2) 手動型貸金庫の場合
  - ① 開扉にあたっては、当行所定の貸金庫開閉票に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して提出してください。
  - ② 格納品の出し入れは、当行所定の場所で正鍵により開扉して行ってください。なお、閉扉後は貸金庫の施錠を確認してください。
- (3) 半自動型貸金庫（自動解除式）、半自動型貸金庫（カード解除式）、全自動型貸金庫の場合
  - ① 貸金庫への入室にあたっては、専用入口に備え付けの解錠操作盤にご利用カードを挿入し、届出の暗証番号をボタンにより操作の上、入室してください。
  - ② 格納品の出し入れは、当行所定の場所で正鍵により開扉して行ってください。なお、閉扉後は、貸金庫の施錠ならびに所定の位置への返却を確認してください。
- (4) 半自動型貸金庫（受付式）の場合
  - ① 開扉にあたっては、当行所定の貸金庫開閉票に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して提出してください。
  - ② 貸金庫への入室にあたっては、専用入口に備え付けの解錠操作盤に当行より貸与するカードを挿入の上、入室してください。
  - ③ 格納品の出し入れは、当行所定の場所で正鍵により開扉して行ってください。なお、閉扉後は、貸金庫の施錠ならびに所定の位置への返却を確認してください。
- (5) 貸金庫内函の所定の位置への返却については、借り主または代理人が責任を持って行ってください。なお、貸金庫内函の返却を失念したことにより格納品の紛失、盗難その

他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 7. 【届出事項の変更等】

- (1) 印章を失った場合、または印章、名称、代表者、代理人、住所、暗証その他の届出事項に変更があった場合は、直ちに書面によって当店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。ご利用カード、正鍵を失った場合もしくは毀損した場合も同様とします。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも、通常到着すべきときに到着したものとみなします。

#### 8. 【印章、鍵、ご利用カードの喪失時等の取扱】

- (1) 印章、正鍵もしくはご利用カードを失った場合の貸金庫の開閉は、当行所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (2) 正鍵を失った場合または毀損した場合は、当行所定の手続に従い、錠前等の取替および当該作業に付随する費用を支払ってください。なお、当行が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。
- (3) ご利用カードを失った場合または毀損した場合は、再発行に要する費用を支払ってください。

#### 9. 【成年後見人等の届出】

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届け出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取り消しまたは変更等が生じたときにも同様に当店に届け出てください。
- (5) 前4項の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

#### 10. 【暗証照合等】

- (1) ご利用カードの所有権は、当行に帰属するものとし、借り主および代理人に貸与しま

す。ご利用カードは、他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利を設定してはならず、また、他人に貸与、占有または使用させることはできません。

- (2) 暗証は生年月日、電話番号、連続番号等他人に知られやすい番号は避けるとともに、他人に知られないよう善良な管理者の注意をもって管理してください。
- (3) 操作機により、ご利用カードを確認し、操作機利用の際使用された暗証と届出の暗証との一致を確認の上、開扉その他の取扱をしました場合は、ご利用カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 11. 【印鑑照合等】

諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影（または署名）を届出または登録の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて届出の受付その他の取扱をしました上は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのため生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、使用される鍵について当行は確認する義務を負いません。

#### 12. 【損害の負担等】

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当行の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開閉に応じられないことがあります。そのため生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても、当行は責任を負いません。
- (3) 借り主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質、腐敗、発熱、発火、破損等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

#### 13. 【解約等】

- (1) この契約は、借り主または代理人の申し出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章、半自動型貸金庫（自動解除式）、半自動型貸金庫（カード解除式）、全自動型貸金庫についてはご利用カードも持参し、当行所定の手続をした上、貸金庫を直ちに明け渡してください。なお、ご利用カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取り扱います。
- (2) 次の各号の一つでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができますものとして、この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をとってください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

- ① 借り主が使用料を支払わないとき
  - ② 借り主について相続の開始があったとき
  - ③ 借り主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質、腐敗、発熱、発火、破損等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
  - ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
  - ⑤ 借り主または代理人がこの規定に違反したとき
  - ⑥ 借り主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借り主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき
  - ⑦ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
  - ⑧ 法令で定める本人確認等における確認事項や第 2 条に定める利用目的の申出内容（令和 8 年 4 月 1 日以前にこれと同様の申出があった場合におけるその申出内容を含みます。）に偽りがあるとき
  - ⑨ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引、不正な目的に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と判断したとき
- (3) この貸金庫は、次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一つでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。
- また、前項のほか、次の各号の一つでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借り主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第 1 項と同様の手続をとってください。
- ① 借り主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ② 借り主または代理人が、次に掲げる A から F までのいずれかに該当したことが判明した場合
    - A 暴力団
    - B 暴力団員
    - C 暴力団準構成員
    - D 暴力団関係企業
    - E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
    - F その他前記 A から E に準ずる者
  - ③ 借り主または代理人が、自らまたは第三者を利用して、次に掲げる A から E までのいずれかに該当する行為をした場合

- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E その他前記 A から D に準ずる行為

- (4) 前 3 項による貸金庫の明け渡し、正鍵の返却等の手続が遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から返却の日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第 4 条第 2 項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明け渡しの日に第 4 条第 1 項の方法に準じて自動引き落としとすることができるものとします。
- (5) 第 1 項から第 3 項による貸金庫の明け渡し、正鍵の返却等の手続が 3 ヶ月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開扉の上、格納品を別途管理もしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は貸金庫の開扉に際して公証人等に立ち会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借り主の負担とします。
- (6) 使用料、遅延損害金その他借り主が負担すべき費用が支払われないときは、前項処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払ってください。

#### 14. 【取引の制限等】

- (1) 当行は、借り主または代理人の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、借り主または代理人に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期限までに応じていただけないときは、本規定にもとづく取引を制限することがあります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住している借り主または代理人は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって当店に届け出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は本規定にもとづく取引を制限することがあります。
- (3) 第 1 項の確認や資料の提出の依頼に対する借り主または代理人の対応、具体的な取引の内容、借り主または代理人の説明内容およびその他の事情に照らして、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると認められる場合には、当行は、本規定にもとづく取引を制限することがあります。

- (4) 前3項までの定めにより取引が制限された場合であっても、借り主または代理人の説明等によりマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められるときは、当行は速やかに当該取引の制限を解除するものとします。

15. 【貸金庫の修繕、移転等】

- (1) 貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当行が格納品の一時引取を求めたときは、直ちにこれに応じてください。
- (2) 前項のほか、貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、借り主が使用する貸金庫の継続使用ができない場合には、当行は借り主に通知することにより貸金庫を変更できるものとします。この場合、貸金庫の変更の効力は、当行指定の日に生じるものとします。
- (3) 前項に基づき貸金庫の変更をする場合には、借り主は当行による通知内容に従って当行所定の手続を行うものとします。この場合、借り主が当行所定の手続を行うまでの間、当行は副鍵を使用して貸金庫を開扉の上、内函ごと貸金庫の格納品を取り出し、当行指定の場所に移送して保管することができるものとし、保管に要する費用は借主の負担とします。なお、当行は貸金庫の格納品の取り出しに際して公証人等に立ち会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借り主の負担とします。

16. 【緊急措置】

格納品の引渡請求権に対する差押え（租税債権に基づくものを含みます。）があった場合、その他法令の定めるところにより貸金庫の開扉を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開扉する等の臨機の処置をすることができるものとします。そのため生じた損害については、当行は責任を負いません。

17. 【譲渡、転貸等の禁止】

貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

18. 【代理人】

この契約に関する代理人の権限は、借り主について相続の開始があった後も消滅せず、この契約が解約されるまで存続するものとします。

19. 【保証人】

保証人は、この契約から生ずるすべての債務について借り主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。

20. 【準拠法、裁判管轄】

この取引の契約準拠法は日本法とします。この取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、お取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

21. 【規定の変更等】

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める1ヵ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

(2026年4月1日現在)